

農村地域の土地利用計画に規制が必要ではないか

坂本 偉 議員

問

地方分権一括法の施行により、国の機関委任事務であった都市計画決定や農振法の地域指定等が、道及び市町村の自治事務となり権限が強化された。

市街地の土地利用については、良好な市街地の形成を図るという観点から、それぞれ市街地を一体的にとらえて都市計画法に基づく計画と規制が適用されている。

しかし、農地や林地が大部分を占め、その中に居住地が介在している農村地域の土地利用については、土地利用の種類ごとの縦割りの規制が適用されているだけで、農村地域を一体的にとらえて良好な土地利用秩序の形成を図る法制度は存在していない。

近年、農村地域において良好な環境や景観を保全、形成すべきとの声が高まっているが、国の縦割りの規

制だけでは対応できないことは明らかである。いわゆる農振白地は、無秩序な開発行為の対象になりやすいという問題がある。また、規制が適用されていても、それぞれ縦割りの目的に限定された規制であり、問題となるような開発行為が認められている場合もある。

農村地域の良好な環境、景観を形成するため、土地利用に関する規制、誘導を進める町独自の条例等を含めた施策の考えを伺う。

町長

地方分権一括法が平成11年7月に公布されて以来、地方自治体のあり方を改めて見直す時代に入ってきた。

また、市町村の役割がこれまで以上に重要になり、市町村独自の政策立案能力を高める必要があると言われている。

土地利用における農村地域の良好な環境や景観を今

後どう保全し、形成していくかについて、都市計画法においては、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の農村地域においても開発許可制度が導入され、1ヘクタール以上の開発には許可が必要となっているところである。

また、国においては、国土交通省、農林水産省、環境省の3省による共管法として、本年6月に景観法を国会で可決し、公布後6カ月以内に施行することとしたところである。

この景観法には、農林水産省関係では景観計画、景観農業振興地域整備計画の策定が謳われているが、この際に住民参加を求めている、地域住民や農林業団体などが参画する景観協議会の設置を義務付け、また、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための施策を農振計画体系の中に位置付けた上で、市長村長の勧告制度による農業的土地利用への誘導などが措置されているところである。

この法律が適用された場合、市長村長の権限におい

て、計画に沿った土地利用を求める勧告ができるものとされていることから、この法律の理念や内容が本町にとつて有益であるかどうかを含めて、十分精査し対応していきたい。

ただ、現段階において

は、国の省令あるいは政令の策定作業が遅れていることから未だ整備されていない状況にあり、確定した段階で景観法に基づく市町村計画について、調査研究していきたい。

ご提言をいただいた土地



良好な環境や景観の保全が求められる農村地域

利用に関する規制誘導のための町独自の条例整備については、残念ながら、法律の規定を上回る制限などを条例で整備することは現行の制度上認められていないことをご理解いただきたい。

いずれにしても、農業を守っていく、農地を守っていく、そして農村景観をより良いものにしていくためには、町の規定が必要なのは、当然定めていかなければならないものだと思いますし、縦割りの中での条例、法律、そういったものを十分理解する中で、新しいもので規制ができるような法律ができれば、あるいは町の条例が可能であれば、皆さんのご意見、農業者の皆さんご意見もいただく中で対応していきたい。

